

大阪市規則第113号

大阪市会計規則の一部を改正する規則

大阪市会計規則（昭和39年大阪市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改める。

改正後	改正前
<u>第13条</u> <u>削除</u>	（出納員等の事務引継ぎ） <u>第13条</u> 出納員、区出納員、分任出納員又は区分任出納員（以下出納員等という。）に異動があつたときは、前任者は発令の日から10日以内に現金（現金に代えて納付される証券を含む。次章第1節及び第2節並びに第8章において同じ。）、物品、書類、帳簿等を後任者に引き継ぎ、出納員については、後任者から会計管理者（区出納員の場合にあつては区会計管理者）に、分任出納員については、後任者から出納員（区分任出納員の場合にあつては区出納員）に報告しなければならない。 2 前項の場合においては、帳簿の末尾に引継年月日を記入し、前任者及び後任者が署名して押印しなければならない。 3 前任者が死亡その他の事故により自ら引継ぎをすることができないときは、局長等は、他の職員に命じて前2項の例により引継ぎをさせなければならない。 （出納員等の現金領収） 第26条 歳入を出張して収納させる場合その
（出納員等の現金領収） 第26条 歳入を出張して収納させる場合その	（出納員等の現金領収） 第26条 歳入を出張して収納させる場合その

他<u>出納員、区出納員、分任出納員又は区分任出納員（以下出納員等という。）</u>において直接収納する必要がある場合においては、出納員等は、当該歳入を直接<u>現金（現金に代えて納付される証券を含む。以下この節及び第8章において同じ。）</u>で領収することができる。 [2 ～ 4 略] （概算払） 第51条 次に掲げる経費については、概算払をすることができる。 [(1)～(3) 略] (4) <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>又は国民健康保険団体連合会に対し支払う診療報酬 [(5)～(15) 略] （請求書等の記載事項） 第65条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、請求書への債権者の住所（債権者が法人であるときは、その主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）の記載を省略させることができる。 [(1) 略] (2) <u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>又は国民健康保険団体連合会が作成する請求書である場合 [(3)～(6) 略] [3 略] 別表第 1 （第46条関係） 〔表 別紙 2 挿入〕	他<u>出納員等</u>において直接収納する必要がある場合においては、出納員等は、当該歳入を直接<u>現金</u>で領収することができる。 [2 ～ 4 同左] （概算払） 第51条 [同左] [(1)～(3) 同左] (4) <u>社会保険診療報酬支払基金</u>又は国民健康保険団体連合会に対し支払う診療報酬 [(5)～(15) 同左] （請求書等の記載事項） 第65条 [同左] 2 [同左] [(1) 同左] (2) <u>社会保険診療報酬支払基金</u>又は国民健康保険団体連合会が作成する請求書である場合 [(3)～(6) 同左] [3 同左] 別表第 1 （第46条関係） 〔表 別紙 1 挿入〕
--	--

備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この規則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定は、同月 30 日から施行する。

[別表第1 別紙1]

事業資金表

局名	資金名称	金額
こども青少年局	[同左]	[同左]
	阿武山学園給食材料購入資金	<u>3,000,000円</u> 以内
	こども相談センター給食材料購入資金	<u>7,000,000円</u> 以内
[同左]		

[別表第1 別紙2]

事業資金表

局名	資金名称	金額
こども青少年局	[略]	[略]
	阿武山学園給食材料購入資金	<u>3,500,000円</u> 以内
	こども相談センター給食材料購入資金	<u>9,400,000円</u> 以内
[略]		